

創業支援等措置の実施に関する計画

この創業支援等措置の実施に関する計画（以下「計画」という。）は、〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）に基づく高年齢者就業確保措置として、本制度を利用して就業する高年齢者（以下「乙」という。）に係る創業支援等措置（法第12条の2第2項第1号に規定する措置（以下単に「創業支援等措置」という。））を講ずることとしたため作成するものであり、以下のとおりの創業支援等措置を導入・実施する。

なお、甲による創業支援等措置は、甲乙間で本計画に基づき、業務に共通する事項を定める契約（以下「基本契約」という。）により業務委託契約を締結し、その後、当該業務に関する具体的な委託内容、報酬額、成果物の納期や履行期限、その他具体的事項を定める契約（以下「個別契約」という。）を締結することで行うこととする。

1. 高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を講ずる理由

甲は、〇〇〇〇のため、高年齢者就業確保措置の創業支援等措置を導入する。

2. 契約に基づいて高年齢者が従事する業務の内容に関する事項

甲が準備する業務は、下記に記載の業務（以下「本件業務」という。）とする。

- ①〇〇〇〇に関する業務
- ②△△△△に関する業務
- ③□□□□に関する業務

3. 高年齢者に支払う金銭に関する事項

本件業務に関する報酬額は、〇〇あたり△△円以上（税込）とする。

甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の報酬額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。

なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

4. 個別契約を締結する頻度に関する事項

甲は、〇〇〇〇に関する業務を一年あたり〇回から△回、△△△△に関する業務を一年あたり〇回から△回の範囲で準備し、本制度を利用して就業する高年齢者全体の人数や乙の個々の資質・能力・健康状況等に鑑みて、乙に対して適切な頻度で本件業務を分配し発注する。なお、甲の経営状況や取引先との関係等によって上記準備範囲に増減が生じた場合には、増減後の準備範囲を前提に、甲乙間で誠実に協議した上で、乙に対して適切な頻度で本件業務を分配し発注することとする。

5. 個別契約に係る納品に関する事項

本件業務に係る履行期限は発注から〇日から△日とし、乙は、個別契約で定める履行期限までに〇〇により、甲に納品すること。なお、基本契約又は個別契約に定める履行期限が本計画に定める履行期限と異なる場合は、基本契約又は個別契約の定めによるものとする。

甲は、乙から提出を受けた成果物に関し、○日以内に検査を行う。

検査の結果、成果物が個別契約に定める一定の納品水準に達していないと判断した場合には、乙に対し、乙の責任と負担による補修を求めることができる。

6. 契約の変更に関する事項

本計画に基づく契約の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、報酬等の変更内容について、書面で明示し、合意するものとする。

7. 契約の終了に関する事項

(1) 契約期間

基本契約は、乙が70歳に達する日の属する月の末日まで更新されることを原則とする。

基本契約の契約期間は本契約締結から1年間とし、契約期間終了日の1か月前までに甲又は乙から書面による意思表示がない場合は、基本契約は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、基本契約の契約期間が、乙が70歳に達した日の属する月の末日を含む場合は、基本契約は、当該末日をもって終了するものとする。

なお、基本契約が終了した場合であっても、基本契約の契約期間中に締結された個別契約については、当該個別契約の業務が完了されるまでの間、引き続き基本契約が適用されるものとする。

甲は、次に掲げる日以降は、基本契約を更新せず、また、本件業務に関する新たな個別契約は締結しないことができる。なお、基本契約を更新しない場合及び個別契約を継続しない場合は、事前に書面による適切な予告を行うものとする。

- ① 心身の故障のため業務に堪えられないと認められた日
- ② 業務の状況が著しく不良で引き続き業務を果たし得ないと認められた日

(2) 契約解除

甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要することなく、基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、当該解除は当該相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

- ① 相手方が個別契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に債務の履行をしないとき
- ② 個別契約に基づく業務の全部又は重要な一部の履行が不能なとき
- ③ 監督官庁より営業許可の取消し又は営業停止処分（あるいは認証取消し）を受けたとき
- ④ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行又は租税滞納処分を受けたとき
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続その他これらに類する倒産手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- ⑦ 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
- ⑧ 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本基本契約及び個別契約に基づく業務の履行が困難にな

るおそれがあると認められるとき

- ⑨ 相互の信頼関係を著しく傷つけたとき又は相手方若しくはその関連当事者の社会的評価若しくは信用を毀損したとき
- ⑩ その他前号各号に準じる事由があると認められるとき

8. 諸経費の取扱いに関する事項

甲は、本件業務に要する下記の経費を負担する。その他の経費は甲乙協議の上、決定するものとする。

- ①○○○○
- ②△△△△
- ③□□□□

甲は、本件業務の遂行のため、下記の機械器具を貸与し、原材料を支給あるいは提供する。

- ①○○○○
- ②△△△△
- ③□□□□

9. 安全及び衛生に関する事項

甲は、本件業務を乙に実施させるにあたり、乙の安全及び衛生を確保する適切な配慮を行うため、下記の必要な研修、教育又は訓練を事前に実施する。

- ①○○○○
- ②△△△△
- ③□□□□

甲は、甲が乙に貸与する機械器具及び原材料による危害を防止するために必要な措置を講じる。

10. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

本件業務上の理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（乙の責めに帰すべき理由によるものを除く。）、甲は下記の補償を行う。

- ①○○○○
- ②△△△△
- ③□□□□

同意の年月日 ○年 ○月 ○日

同意の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の職名及び氏名

○○○○労働組合

同意の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

○○○○